

保育所等生活管理指導表の作成費用を補助します

保育所等で安全で安心な保育を実施するため、食物アレルギー疾患を有するお子さんについては、医療機関が発行する「生活管理指導表（アレルギー疾患用）」を保育所等に提出いただいているところです。

この生活管理指導表が、令和4年度から医療保険の対象となり、医療機関窓口での支払いが不要となりました。

ただし、表を作成する医師と保育所等の嘱託医が同一の場合は保険適用とならず、文書料の支払が必要となります。

そこで、八代市では保護者の方の負担を軽減するため、生活管理指導表の作成に係る経費の補助制度を開始しました。

1 補助金の名称

八代市食物アレルギー生活管理指導表作成補助金

2 補助対象者

「生活管理指導表（アレルギー疾患用）」を保育所等に提出する保護者のうち、生活管理指導表の作成が医療保険適用の対象外となり文書料が発生した保護者

※保育所等・・・保育所、認定こども園、地域型保育事業所

3 補助金の額

生活管理指導表の作成 1回あたり上限2,500円

4 申請期限

医療機関において生活管理指導表の作成を受けた日の属する月の翌月から起算して1年以内

5 申請・請求手続き

次の書類を利用している又は予定している保育所等に提出すること。

① 生活管理指導表

② 八代市食物アレルギー生活管理指導表作成補助金交付申請書（様式第1号）

③ 八代市食物アレルギー生活管理指導表作成補助金交付請求書（様式第3号）

※各様式については、保育所等での受け取り、又は市ホームページからダウンロードしてご使用ください。

④ 医療機関から発行された管理指導表の作成に係る領収書（写し）

※②の申請書の裏面に貼付してください。

6 交付の決定

申請書類を審査後、交付の可否について通知

7 補助金の支払

交付決定後、指定された口座に補助金振込

8 お問い合わせ先

八代市役所 こども未来課 保育係 Tel：33-8721